

郡里村「検地・知行絵図」を読む

地理班 (徳島地理学会)

羽山 久男^{*1} 木内 晃^{*2}

要旨：美馬市美馬町の旧郡里村の里分を対象とした近世後期作成と推定される手書の見取図である「検地・知行絵図」(筆者の仮称)が6点(鋪)程現存する(同市教育委員会蔵)。本絵図類は検地帳の一筆ごとに記載される内容や、御蔵地・藩士の給知と名負等の土地に関する空間情報が豊富であり、近世後期の藩政村の空間や社会構造を一筆単位で復原できる一級史料である。嘉永4年(1851)の同村検地帳と比較分析し、現地調査等を踏まえて村の近世景観を復原したい。

キーワード：検地・知行絵図, 歴史的景観の復原, 空間構造, 社会構造, 絵図と文献史料

1. 「検地・知行絵図」の史的価値

ここでいう「検地・知行絵図」(以下「検知図」とする。)とは阿波国内の藩政村を対象に藩権力が地方支配のため作成した藩用の「公図」ではなく、庄屋を中心とする村役人層が自村内の土地を対象に一筆ごとに描いた村用図をいう¹⁾。「検知図」には①検地帳に記載される一筆毎の地番・所在小字・等級・地目・地積・石高・名負, ②御蔵(藩領), 給人ごとの知行地(色分けや記号による区分), 知行付百姓(本図では名負や当作), ③水系・往還・小道・藪・民家・寺院・神社・小祠等の集落景観を手書きの彩色で描いた見取図で、縮尺は600分の1程度が多い。作成年代は文化~文久期(1804~63)の近世後期が中心で²⁾, 筆者は現時点で阿波国内の約24の藩政村を対象とした30点程を管見している³⁾。郡里村以外に、鮎喰川下流扇状地の名東郡早瀬・観音寺・日開・西黒田・延命・和田村, 名西郡白鳥村, 板野郡徳命・竹瀬・新喜来・市場・姫田・西条村, 林崎浦, 阿波郡知恵島・水田・香美・市場村, 麻植郡上浦・喜来・鴨島村等である⁴⁾。

全ての「検知図」の作成主体は村役人層であるが、作成に関して藩命を窺わせる文書類を管見していないので、藩用に作成された絵図ではないと推定できる。作成目的は徳島藩では農民ごとに名寄帳が作成される事例が少ないことから、庄屋層が相続, 売買, 質地(五年切売等による譲渡), 分筆, 川成による積地の仮検地等による一筆ごとの村内の土地移動に関して所有・耕作者(当作・控人)の変動や、御蔵・給知・給人, 御蔵百姓・頭入百姓(知行付百姓)等の状況を正確に把握するためであると推定できる⁵⁾。このように、「検知図」は検地帳との比較分析等により、よりミクロな視点による近世後期の村落景観のみならず社会構造を復原できる一級の史料である。

2. 郡里村の「検地・知行絵図」

美馬市教育委員会が所蔵する「検知図」に関しては『郡里町史』(1957)⁶⁾, 『美馬町史』(1989)⁷⁾に一部が紹介されているが、絵図全体の空間構造を対象としていない。本村の「検知図」6点は、①「美馬郡郡里村絵図/東ハ轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南センダンノ木迄」(159.5×147.5cm, 本誌口

*1 徳島市城南町1-9-8 *2 上板町立東光小学校

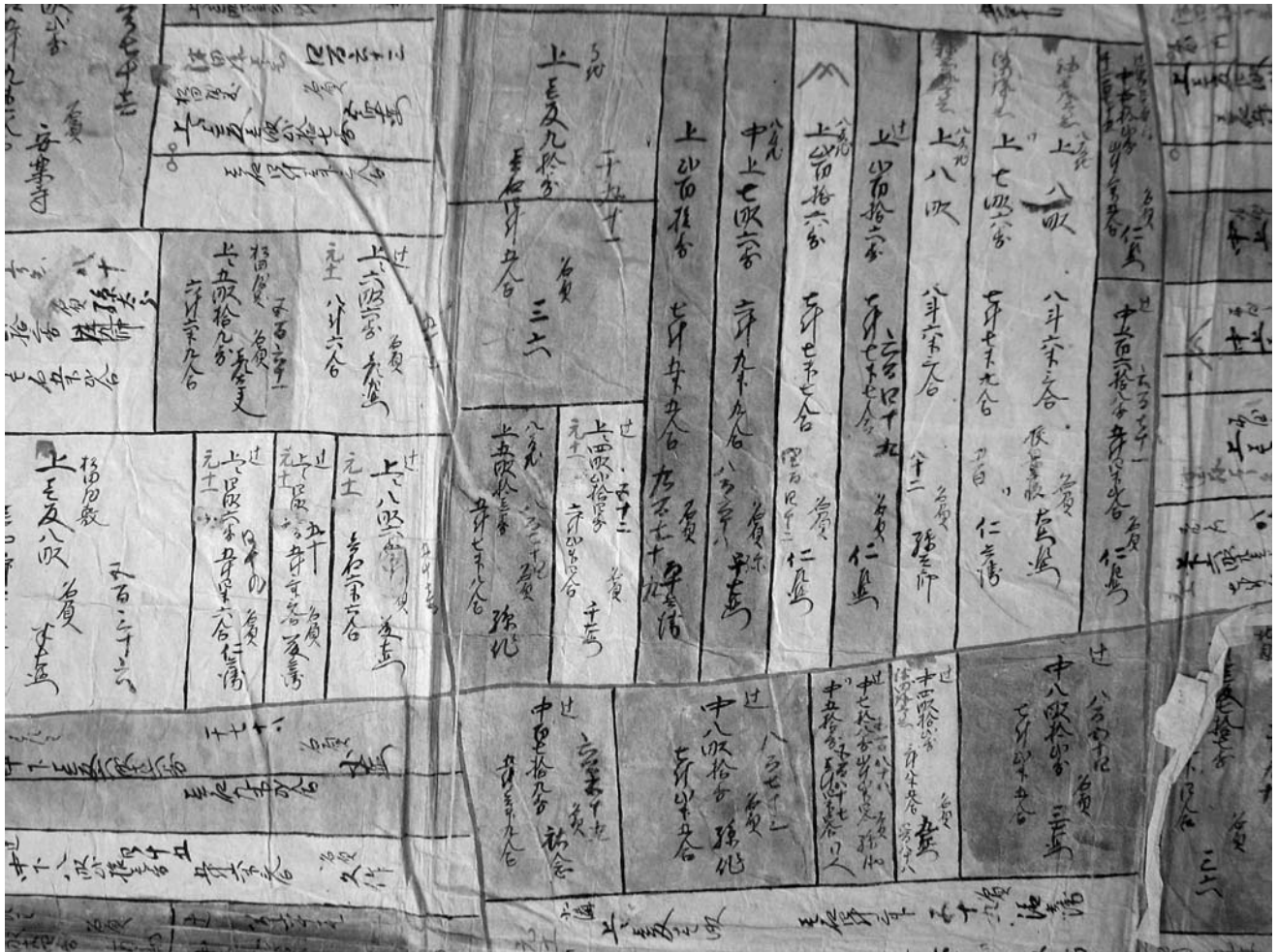


写真1 字「せんたんノ木」「大坪」「二丁畠」「屋敷ノ内」付近の条里地割（上が北）

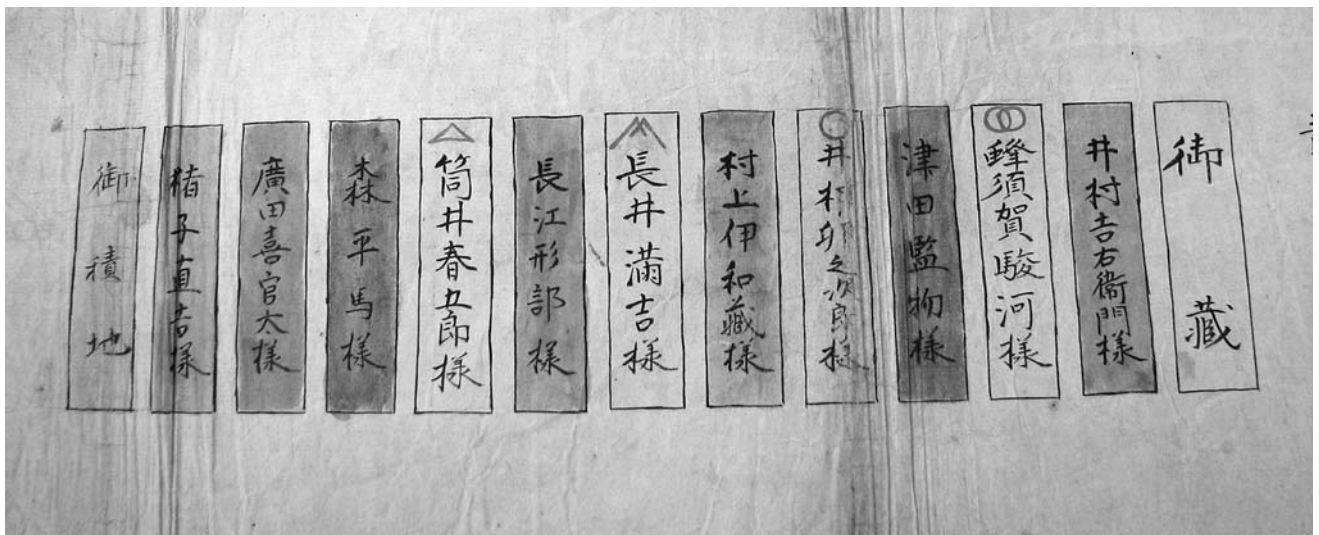


写真2 凡例（御藏と給人の色・記号分け）

絵写真), ②「美馬郡郡里村絵図／東ハ玉振谷ヨリ西ハ中山路八幡宮社西手南北道切」(153.0×109.0cm, 同上口絵写真), ③「美馬郡郡里村絵図／鍵懸南北馬場ヨリ南ハ喜来名庄蔵居屋敷西ハ重清村境」(201.8×149.5cm), ④「美馬郡郡里村中須古田川成母地并御積地絵図」(91.3×218.0cm), ⑤「安政三辰三月(1856)出来美馬郡郡里村中須分仮御検地絵図」(72.5×244.4cm), ⑥「標題欠・破損絵図(林照寺・安楽寺・西教寺付近)」(129.0×71.1cm)である。この外に『郡里町史』の口絵写真と『美馬町史』に玉振神社・喜来・中山路・願勝寺付近が紹介されている実測の「郡里村分間絵図」(縮尺約1,800分の1)があるが、今回はその所在を確認できなかった。

3. 「東ハ轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南セندانノ木迄」絵図の分析

1) 絵図にみる景観 図の標題に記されるように、東は轟西谷から南の吉野川氾濫原の「郡里島」と呼ばれる「南新田太田村境」、西は玉振谷・吉田谷から美馬郡条里地割がみえる「口傳」「せんだんノ木」、北は国指定史跡の「段ノ塚穴」(太鼓塚古墳・棚塚古墳)がある段丘崖で限られ、その南に撫養街道が東西に走る。図域は現行小字では「高島」「川

縁」「境石元」「東宗重」「鵜飼口」付近にあたるようである。「郡里島」と太田村境の開墾地との間には南西から東北方向に細長い「御藪」がみえるが、これは吉野川の旧河道に対応した洪水防止藪と推定できる。さらに、北部の字「段ノ上」段丘崖下の字「えんま堂藪開」と「御蔵御藪」が東西にのびる。また、東北部の吉田谷と玉振谷合流地点付近に「玉振神社」が鎮座し、撫養街道沿いに「一里松」が描かれる。吉田谷は字「口傳」付近から大きく東に流路を変え、字「鵜飼口」「柳元」「地目」「田中」「出口」「北溝」を東流して「高島」付近で轟西谷に合流する。吉田谷の南一帯の字「口傳」「せんだんノ木」「八反地」「木屋ノ内」「辻」「寺地」「二丁畠」「くるみノ木」付近には古代の美馬郡条里地割が残る(写真1)。

凡例(写真2)には「朱筋・道、青色・水流」とあり、御蔵(白)、井村吉右衛門様(青)、蜂須賀駿河様(朱⊙)、津田監物様(紫)、井村卯之次郎様(朱○)、村上伊和蔵様(えんじ)、長井満吉様(朱Λ)、長江刑部様(赤)、筒井春五郎様(朱△)、森平馬様(緑)、廣田喜官太様(橙)、猪子直吉様(鼠)、御積地(黄)で示される。このように、御蔵と藩士11人の給知が色分けと記号で一筆ごとに区分される。11

表1 「東ハ轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南セندانノ木迄」絵図の御蔵と給人分析表 (絵図は美馬市教育委員会蔵)

御蔵・給人	給 人			本図中の数値				
	拝領高(石)	主な役職	郡里村給知高	筆数	反 別	石 高	郡里村全体比	名負人数
御蔵	-	-	-	403	17町70畝25歩	154石01升22勺	32.5%	155
井村吉右衛門	500	警備御用	91石01升287	60	3町80畝01歩	32石98升75勺	56.7%	11
蜂須賀駿河	4,000	家老職	58石25升2	22	73畝24歩	3石14升30勺	54.0%	17
津田監物	800	年寄役	100石63升26	51	2町61畝01歩	36石08升00勺	35.8%	13
井村卯之次郎	500	警備御用	43石98升79	5	49畝10歩	2石49升30勺	56.8%	4
村上伊和蔵	450	安宅目付	105石16升324	46	2町71畝29歩	30石03升63勺	28.6%	13
長井万吉	543	鉄炮組頭	48石92升17	9	71畝10歩	4石13升80勺	84.4%	2
長江刑部	2,500	士組頭	212石93升526	56	3町01畝00歩	18石98升50勺	89.1%	9
筒井春五郎	200	西の丸御番	25石93升526	12	55畝10歩	5石59升30勺	22.0%	5
森平馬	760	普請奉行	100石05升026	61	2町59畝27歩	20石10升87勺	20.0%	22
廣田喜官太	250	御蔵奉行	67石11升755	13	72畝15歩	7石12升60勺	10.6%	9
猪子直吉	150	西の丸御番	39石53升8	19	50畝12歩	5石48升10勺	13.9%	13
御積地	-	-	-	1	-	-	-	-
計	『徳島藩士譜』による	※1,367石03升65 ※1,402石38升75	758	36町15畝04歩	320石18升37勺	22.8%	※※273	

注) ※は郡里村給知高欄の上段数値は絵図にみえる11給人給知の合計高、下段数値は郡里村に給知をもつ鵜飼七郎衛門16石950合、稲田勘解由18石401合をあわせた数値を示す。郡里村給知高は『旧高田領取調帳』による。※※は延人数。

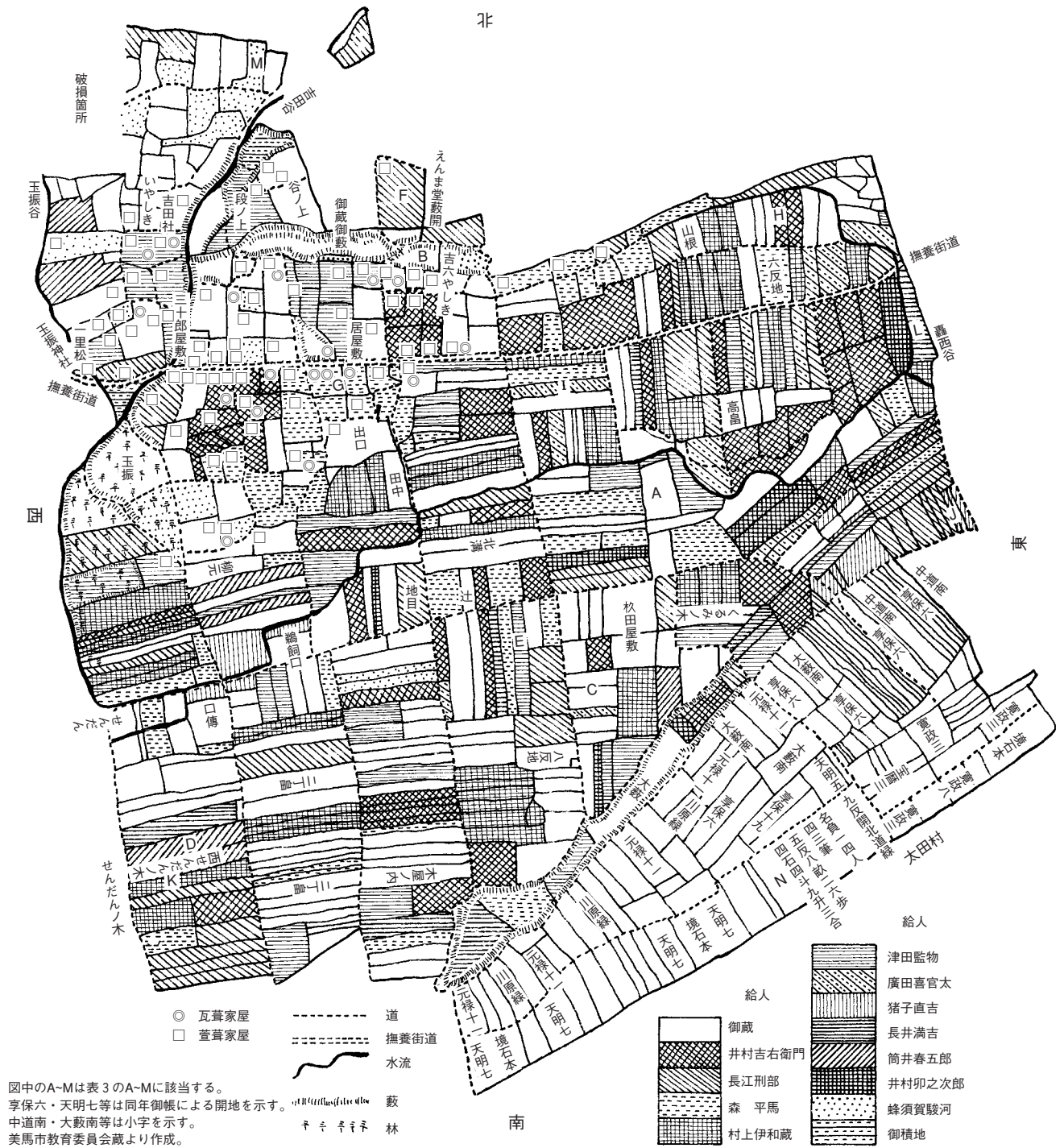


図1 郡里村の御蔵と給知分布 (東ハ轟西谷ヨリ南新田太田境西ハ玉振谷ヨリ南セندانノ木迄)

人の在勤系譜⁸⁾から作成時期をみると、文化～安政期頃(1804～59)と推定される。さらに、縮尺1万分の1の美馬町全図と比較すると、縮尺は約600分の1程度であると推定される。

明治元年の『旧高田領収調帳』⁹⁾によれば郡里村高1,402.387石の33.8%にあたる474.032石が御蔵で占められるが、本図では154.012石(48.1%)である(表1)。また、13給人の内、稲田勘解由知行^{かげゆ}18.401石と、鶴飼七郎左衛門知行16.950石は本図にはみえない。図1に御蔵・給人別給知分布を示した。図には758筆、36町1反5畝04歩、320石8升3合7勺、延273人の名負人が記される(表1)。徳島藩では明治維新时期まで地方知行制が存続するが、明治元年の阿波国藩政村の約59%(334カ村)が蔵入地・給知混在の分散相給形態を示す¹⁰⁾。図1からも分かるように、南部太田村境の吉野川氾濫原の開墾地の御蔵を除いて御蔵・給知の分布は団塊状を示さず、分散相給形態が卓越している。

表1に「検知図」から作成した数値データを示した。さらに、表3のA～Mは図1のA～Mに相当する御蔵3筆と井村卯之次郎を除く10給人の拝領給知10筆を抽出して示したものである(図1と照合する。)

例えば、Aは御蔵で図1の墨書番号は「四百九十七」,「嘉永四年(1851)検地帳」朱書番号は「九百九十七」,小字「大はすり」,等級「下」,面積「壹反三畝」,石高「五斗六升九合」,名負「仁兵衛」で、検地帳には「津田伊保之助」の「上り知」と記される。図と検地帳の番号が一致しないが、それぞれ御蔵と給人別の給地一筆ごとに個別の通し番号が付されていることがわかる。さらに、撫養街道両側に街村がみえる。この街村は字「居屋敷」「いやしき」「三十郎屋敷」「佐兵衛屋敷」「吉六やしき」「出口」「谷ノ上」「玉振(玉ふり)」「せんだん」付近に形成される。

さらに、萱葺家屋67棟、瓦葺家屋21棟、合わせて88棟が撫養街道沿いに描かれ(写真3),街村は西の現行字「玉振前」「駅(通称うまつぎ)」へと続く。

1) 御蔵(藩領)と給知上り知 御蔵は筆数の53%,面積の約49%,石高の48%,名負人38%を占める。分布の多くは給知との分散相給をみせるが、給知の御蔵への変更である「上り知」が多くみえる。

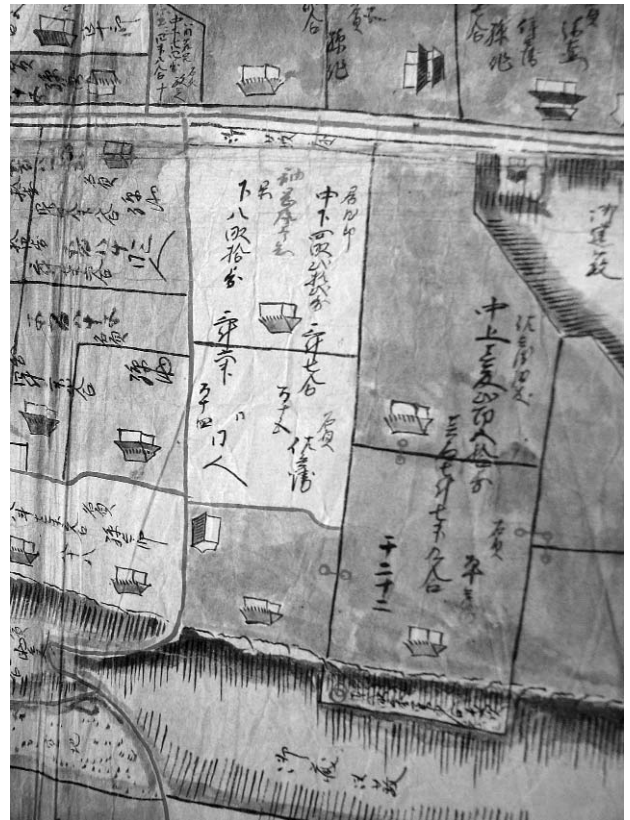


写真3 撫養街道に沿う字「居屋敷」付近の街村(上が南)

御蔵反別の40%(5町4反9畝27歩),石高の29%(45石3斗2升6合)が「上り知」で占められる(表2)。この内、津田伊保之助(安永年間,津田監物家七代)が最も多く,「上り知」総反別の54%,石高の61%,続いて、袖岡瑞庵^{そでおかずいあん}(安永年間,高300石)の32%・29%,佐和瀧次郎(六代佐和辰蔵,高250石,目付役,文政7年格禄召上カ)とともに5%で、筒井与右衛門(寛文～享保期,高250石,御児小姓役),下條成介(高250石,大北郡奉行,宝暦6年格禄召放)の上り知がみえる。幕末期には御蔵が阿波国高(306,732石)の約59%(179,740石)¹¹⁾を占めるが、本図にみえる「上り知」は近世中期以降の給知の藩領化と藩士処分に伴う給知召し上げを反映するものである。

前述の「大藪」の大田村境にあたる字「中道南」「大藪南」付近には短冊状の細長い畠地群が見える。本図には開墾・藪開・川成開等による検地帳に記載された「検地御帳」の年代が「元禄十一」「享保六」「天明七」のように朱書された畠が多数みえる。これらは192筆(御蔵全体の48%),9町9反7畝5歩

表2 絵図の御蔵における検地御帳年代と給人上り知

検地御帳年代	筆数	反別	石高	給人上り知	筆数	反別	石高
明暦2年(1656)	3	1反6畝6歩	3斗0升6合	津田伊保之助上り知	38	2町9反1畝3歩	27石6斗2升0合2勺
元禄11年(1698)	96	4町9反4畝12歩	50石6斗2升5合	袖岡瑞庵上り知	28	1町7反5畝1歩	13石3斗0升4合
宝永3年(1706)	2	1反0畝21歩	8斗6升3合	筒井与右衛門上り知	3	1反6畝13歩	1石3斗2升6合
正徳(1711~15)	1	1畝0歩	5升	下條成介上り知	5	3反6畝18歩	7斗1升4合
享保6年(1721)	39	2町1反0畝29歩	9石5斗3升1合	佐和瀧三郎上り知	15	3反0畝22歩	2石3斗6升2合
享保19年(1734)	5	1反3畝0歩	3斗1升6合	計	89	5町4反9畝27歩	45石3斗2升6合2勺
宝暦3年(1753)	2	2反8畝0歩	1石4斗7升	*%は御蔵全体比	22.10%	40.00%	29.40%
天明5年(1785)	17	4反3畝10歩	1石6斗6升6合				
天明7年(1787)	21	1町1反0畝29歩	7石7斗2升1合				
寛政3年(1791)	5	6反2畝3歩	2石1斗2升4合				
寛政6年(1794)	1	6畝15歩	6升5合				
計	192	9町9反7畝5歩	74石7斗3升7合				
*%は御蔵全体比	*47.6%	*56.3%	*48.5%				

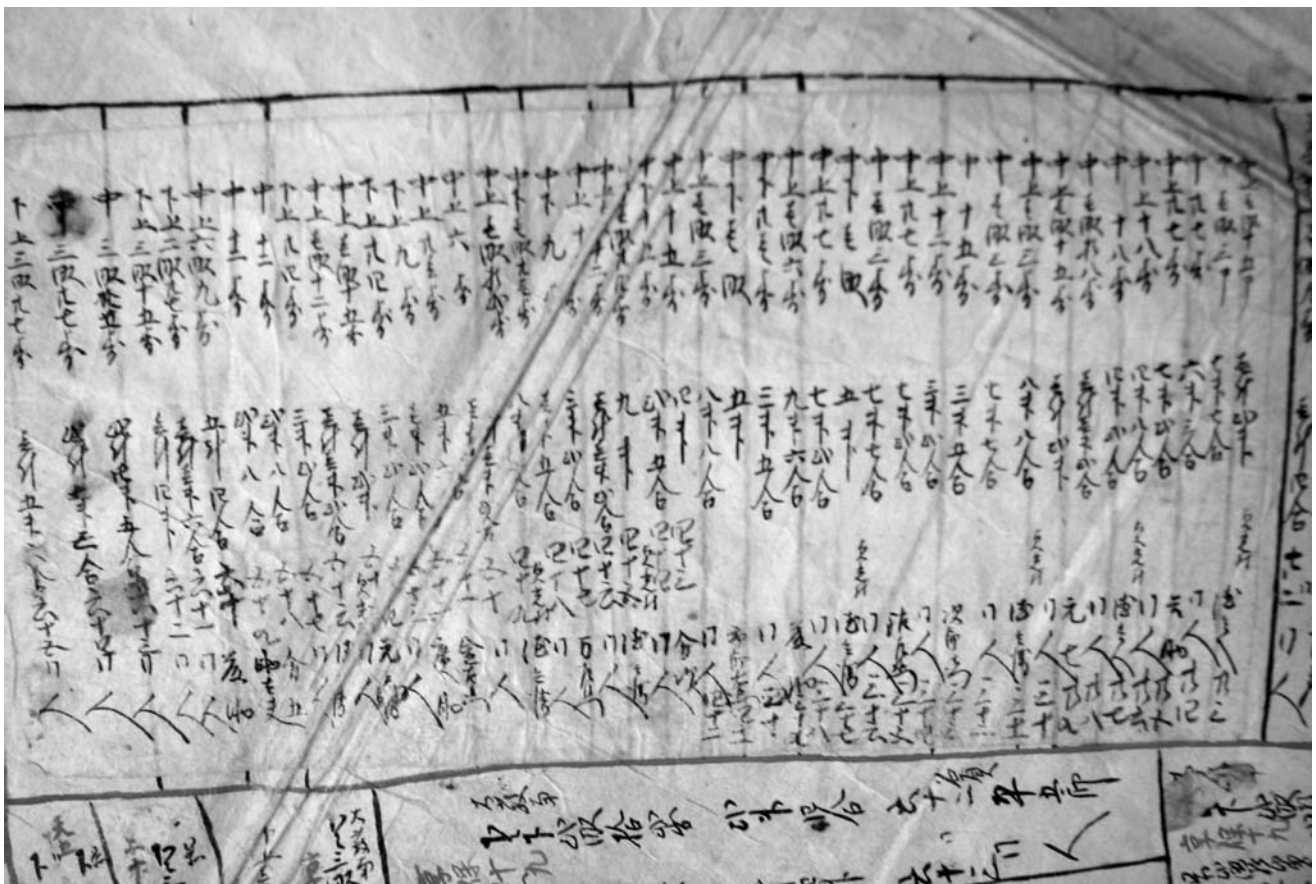


写真4 太田村境の吉野川氾濫原上の開墾畠地（短冊状地割，上が南）

(同56%), 74石7斗3升7合(同49%)もある(表2)。最古は明暦2年(1656)で、元禄11年(1698)が検地御帳反別の50%、石高の68%と最大で、続いて享保6年(1721)が反別の21%、石高の13%である。近世中期の元禄・享保期を中心に畠地開発が行われた事を物語る(表2)。

さらに、「大藪南」の直ぐ南に広がる一団の畠群の開墾は朱書年代から西から東へと元禄11年と享保6(1721)・19年(1734)に、さらに、その南の畠群は西から東へ、天明7年(1787)・寛政3(1791)・同8年に行われたことが読みとれる(図1)。また、本図の太田村境に位置するN地点(字「九反開北道

縁)は西に隣接する畠群が天明7年の開墾であるので、同年と推定される。この畠地は短冊状に地割(分筆)され、一筆は最小の6歩から最大の3畝27歩と幅が大きい。合わせて名負14人、43筆に分けられており、面積5反8畝26歩、石高4石4斗9升3合である。名負は吉野川南岸の貞光村の徳兵衛が15筆、1反8畝26歩、4石4斗9升3合を所有する。郡里村分では藤助が8筆、2反6畝27歩、1石5斗6升5合が最大で、続いて、元七の3畝、金右衛門の2畝21歩、兵助の1畝24歩、元蔵の1畝15歩、万左衛門1畝1歩、分五と助太夫は12歩(坪)である。この開墾畠地割りの特徴は極めて細長い短冊状地片に細分化されていることである(写真4)。

2) 給人と給知の分布 郡里村石高1,402石の約66%を給知が占める。高760石・^{さむらいくみ}士組頭の部の212石を最大に、高450石・安宅目付の村上伊和蔵105石、高760石・普請奉行の森兵馬100石、高800石・年寄役の津田監物100石で、最小は高150石・西の丸番の猪子直吉の39石である(表1)。本図中の給知分は合わせて18町4反7畝11歩(本図全体の51%)、166石7升1合5勺(同52%)で、郡里村全体よりも給知率は15%低い。しかし、給知の分布(配置)は給人ごとに一円的に固まるのではなく、阿波国内にみられる分散相給形態を基本にしている。

本図内で最大の給知を拝領するのは、①井村吉右衛門(高500石・警備御用)で、3町8反0畝1歩(60筆)・32石9斗8升7合を有し、郡里村給知高の約31%を占める(表1)。分布を図1でみると、分散相給を基本とするが、北西部の字「高畠」、北部の「山根」「六反地」、撫養街道沿い街村の「居屋敷」、「大藪」の北の「二丁畠」「木屋ノ内」に団塊状に集まる。また、図1と表3を比較すれば土地移動の履歴が明らかになる。例えば、H(字「山根」、図548番、検地帳302番、6畝、5.93斗)は井村の給知で、嘉永4年検地帳によれば、内3畝2歩を与九郎→三右衛門の子孫にあたる重三郎が安政6年(1859)に喜三郎に譲渡していることが記される(表3)。

次に、②長江刑部の3町1畝歩(56筆)・18石9斗8升5合は分散相給が顕著であるが、南西部の「せんだんノ木」、中部の「寺地」に一部が集まる。図1のF(字「たんの上」、1反1畝)が長江の給

知で、検地帳付箋には、その内の2畝22歩を慶応3年(1867)に名負小右衛門の子孫多三郎より紋蔵の質地に入れたことが記される(表3)。さらに、③津田監物の給知E(字「六反地」、7畝)の名負は平兵衛でその後の所有者に変動があり、最終は慶応2年に興四郎から八郎兵衛に譲渡されている。④廣田喜官太給知のI(字「^{すき}杵田屋敷」、1畝21歩)の名負の西教寺から嘉永6年(1853)に貞光村弥平に譲渡されている。⑤K(字「口傳」、7畝10歩)は村上伊和蔵給知で名負理右衛門の子孫が相続しているが、その内の2畝20歩は水害により川成りとなり、残りの4畝20歩が^{いきち}生地となったことが記される。⑥筒井春五郎給知のD(字「西せんたんノ木」8畝25歩)はその内の4畝12歩が寛延4(宝暦元年・1751)に名負徳右衛門子孫孝左衛門より藤次郎に譲渡され、さらに、元治元年(1864)にその子孫彦次から周蔵に900目で売り渡されていることがわかる。以上、図1に示したD~Mについては給人に変動はないが、年貢負担者である頭入百姓は、a)名負子孫への相続、b)質地による譲渡、c)売却、d)水害川成等による変動があることがわかる。

3) 名負と御蔵百姓一頭入百姓 郡里村の「検知図」には絵図作成時点における年貢負担者である「当作」や「控」は記されず、慶長検地帳¹²⁾に記される「名負」をそのまま幕末期まで踏襲している。しかし、喜永4年検地帳では前述のように名負子孫が当代の所有者でない場合は、筆毎に所有移動に関してその履歴が細かく記載されている(表3)。

本図にみえる名負は延273人で、a)御蔵百姓が155人(57%)、b)頭入百姓が118人(43%)であるが(表1)、aとbを兼帯する百姓も多い。表4は9人の名負を抽出しているが、①万平・仁兵衛のように御蔵百姓専属、②万助・孫助のように1人の給人付きの頭入百姓、③彦太夫のように2人の給人付きの頭入百姓、④与兵衛・伝兵衛・平兵衛・熊之助のように御蔵百姓と頭入百姓を兼帯する事例がある。但し、本図に記載される名負が本図以外の区域でどのような状況であるかは検証していない。

また、近世初期の名負の平兵衛は1町5反2畝21歩・11石6斗2升1合と大高持百姓であるが、その後の変化については、嘉永4年検地帳で個別に検証

表3 絵図と嘉永四年検地帳における御蔵分と給知分の比較分析 (A～Mは抽出した土地)

図1 記号	御蔵・給知の区別	図1中の番号	嘉永四年検 地帳の番号	所在小字名	等級	反別	石高	名負	*嘉永四年検地帳記載名 負移動履歴	給人上り知	御帳年
A	御蔵	四百九十七	九百九十七	大はすり	下畠	壹反三畝	五斗六升九合	仁兵衛	-	津田伊保之助	-
B	御蔵	二	二	えんま堂	下々下畠	六畝拾五歩	六升五合	助太夫	*右名負伴吉相控居中候	-	寛政六年(1794) 御帳
C	御蔵	九十二	九十三	大藪南	中畠	壹反壹畝	六斗六升	作右衛門	*子孫兵左衛門ヨリ御裏判證文ヲ以、内 (*以下記載なし)	享保六年(1721) 御帳	
D	筒井春五郎給知	二百三拾五	八十四	西せんたんノ 木	中畠	貳百六拾五	七斗六升二合	徳右衛門	*内四畝拾貳歩五厘三斗八升壹合、寛延四未年十月谷口幸 作裏判ニ而子孫孝左衛門ヨリ藤次郎譲受申候、元治元子年五 月子孫彦次ヨリ周蔵彦ヶ年切元銀札返九百目ニ完渡受仕候		
E	津田監物給知	九百七十九	六十五	六反地	上畠	貳百拾歩	七斗五升五合	平兵衛	*但文化十二年福永久米衛門坂東三郎衛門武藤仁左衛門 裏判ニ而子孫八郎右衛門ヨリ譲受居申候、元治元子年十月 □平ヨリ藤五郎本銀返□□受五百目で完□茂五郎方受返仕、 慶応二寅年十一月興四郎ヨリ八郎兵衛へ譲渡候		
F	長江刑部	千八十一	七百十九	たんの 上(段ノ上)	下々下畠	壹反三拾歩	貳斗三升七合	小右衛門	*付箋：内貳畝貳拾貳歩五厘高五升貳合貳分五厘才、慶応三 卯年五月多郎助ヨリ紋蔵へ質物ニ入申候		
H	井村吉右衛門	五百四十八	三百二	山根壹反六拾 歩之内	下水田	百八拾歩	五斗九升三合	与九郎	*内九拾歩貳斗九升七合、安永四未年二月三右衛門御下札 被下置相指居申候、子孫重三郎ヨリ安政六未年二月喜三郎 へ譲渡候		
I	廣田喜官太	千貳百六十三	九百二	牧田屋敷壹反 四拾六歩之内	上々畠	五拾壹歩	貳斗	西教寺	*但嘉永六未年九月庄平庄蔵裏判ニ而西教寺ヨリ貞光村弥 平へ譲渡候		
J	猪子直吉	三十九	三十九	からとのほし 南	中上畠	貳畝貳拾七歩	貳斗三合	清之丞 当代貞蔵			
K	村上伊和蔵	二百七十三	百十八	口傳	上水田	貳百貳拾歩	壹石貳斗七升七合	理右衛門	*内貳畝貳拾歩 四斗六升四合三勺六才 拾歩 八斗三升貳合六勺四才 生地	川成 同四畝貳	
L	長井満吉	四百七	二百五十四	ととろき	中畠	貳百七拾歩	三斗九升貳合	作右衛門			
M	蜂須賀駿河	二百四十二	二百四十五	芝床	下々畠	貳畝九歩	四升七合	与惣右衛門	*内壹畝貳歩五厘貳升三合、安政四巳年三月子孫源吉ヨリ 石蔵譲受、文久二戌年八月石蔵ヨリ重蔵へ譲渡候、内壹畝 四歩五厘貳升三合同人ヨリ□□へ譲渡候		

注) ① *印の記載内容は「嘉永四支年十一月 美馬郡郡里村御蔵御蔵御分」、「嘉永四支年十一月 美馬郡郡里村御蔵御蔵御分」(美馬市教育委員会蔵)による。②所在小字・等級・面積・石高・名負は絵図と検地帳による。③給人上り知・御帳年は絵図による。④A～Mは図1中のA～Mに相当する。⑤□印は嘉永四年検地帳に記載される名負移動の履歴に関する文で判読が困難な箇所を示す。

表4 名負の御蔵・給人内訳

名 負	御蔵	村上伊和蔵	筒井春五郎	長江刑部	津田監物	森平馬	蜂須賀駿河	井村吉右衛門	計
	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高	反別 石高
1 万平	1 反 4 畝03歩								1 反 4 畝03歩
	1 石 2 斗 9 升 3 合								1 石 2 斗 9 升 3 合
2 仁兵衛	7 反 0 畝03歩								7 反 0 畝03歩
	6 石 7 斗 9 合								6 石 7 斗 9 合
3 与兵衛	6 畝01歩	5 反 1 畝11歩							5 反 7 畝12歩
	8 斗 49合	6 石 1 斗 29合							6 石 9 斗 78合
4 伝兵衛	1 反 0 畝15歩		1 反 4 畝19歩						2 反 5 畝04歩
	6 斗 83合		1 石 8 斗 22合						2 石 5 斗 05合
5 平兵衛	4 反 5 畝29歩			1 畝15歩	1 町 5 畝07歩				1 町 5 反 2 畝21歩
	3 石 0 斗 95合			1 升 3 合	8 石 5 斗 13合				11石 6 斗 21合
6 万助						5 反 3 畝07歩			5 反 3 畝07歩
						3 石 6 斗 01合			3 石 6 斗 10合
7 熊之助	1 反 9 畝14歩						1 反 9 畝27歩		3 反 9 畝11歩
	1 石 5 斗 38合						1 石 2 斗 18合		2 石 7 斗 56合
8 孫助								6 反 6 畝18歩	6 反 6 畝18歩
								4 石 8 斗 98合	4 石 8 斗 98合
9 彦太夫				5 畝21歩				1 町 1 反 2 畝14歩	1 町 1 反 8 畝05歩
				1 斗 87合				91石 5 斗 85合	9 石 3 斗 45合

しなければならない。

4. 課題

郡里村の「検知図」は本図以外に5点程現存し、明治20年代作成と推定される現行小字ごとの「地籍図」もある。その絵図情報と嘉永4年の御蔵・給知検地帳とをミクロな視点である一筆単位で比較分析することにより、徳島藩領阿波国で美馬・三好郡にあたる上^{かみ}郡の村落の空間構造（景観）のみならず、土地空間をめぐる支配・権利関係である藩（御蔵）・武士（給知）・農民（御蔵・頭入百姓）の存在形態からみた社会構造を復原することが可能である。今回の分析は村の東部にあたる区域に限定されたものであるが、歴史地理学的方法により、絵図の空間情報と文書史料を一筆ごとに克明に擦り合わせるにより、近世後期の村の様々な姿を今によみがえらせることができたが、不明な点も多く残された。しかし、郡里村の全検知図と御蔵・給知検地帳に記載される数千の農地とその所有や移動の過程、500人を優にこえる農民、これと関連する藩と給人の給

びつきを分析するには膨大な作業が必要である。今後の課題としたい。

文献

- 1) 拙稿 (2007)「阿波国名東郡観音寺村「検地・知行図」の復元的考察」『史窓』37号, 29~32頁。
- 2) 拙稿 (2006)「耕地絵図からみた近世村落の空間構造」『徳島地理学会論文集9』17~20頁。
- 3) 前掲1) 30~32頁。
- 4) 前掲2) 18~19頁。
- 5) 絵図作成時点と整合する当作・控等が名負と併記されるのは白鳥・観音寺・日開・西黒田・早瀬・新喜来・姫田村の8カ村に限定される。前掲1), 2)。
- 6) 郡里町史編纂委員会編 (1957)『郡里町史』70~71頁。
- 7) 美馬町史編纂委員会編 (1989)『美馬町史』207頁。
- 8) 宮本武史編 (1970・73)『徳島藩士譜上・中・下巻』
- 9) 木村礎校訂 (1978)『日本史料選書 16 旧高旧領収調帳 中国四国編』近藤出版社, 277頁。
- 10) 拙稿 (2005)「幕末期徳島藩領における地方知行制の地域構造」『史窓』35号, 106~117頁。
- 11) 前掲10) 95頁。
- 12) 阿波国における多くの検地帳では天正17年 (1589) 検地帳を基準に慶長9年 (1604) 検地帳が作成され、その名負が明治初期まで継承されている。前掲1) 48頁。